

1 アセスメントの強化

◆検証結果の周知【実施予定】

・スキルアップ研修の実施

今回の検証結果に加え、これまで検証してきた事例も合わせた研修を実施。

・各種研修の機会をとらえた検証事例の共有

要保護児童対策調整機関の調整担当者研修、こども相談センター新転任研修といった研修機会をとらえ、過去の検証事例を学ぶ。

◆職員の専門性の強化（研修の充実）

・要保護児童調整機関の調整担当者研修【H29～】

・こども相談センター実地等研修【R1～】

子育て支援室の職員がこども相談センターの実際の安全確認に同行し、通告時の対応等を学ぶ。

・体罰によらない子育てを推進する職員研修【R1～】

体罰がこどもに与える影響や保護者の支援について、ロールプレイを交えて学ぶ。

・精神科医による講義型研修【R3.2実施】

R2年度は「精神科医療機関と行政の連携」及び「産後うつへの保護者への支援」をテーマに実施。オール大阪での取り組み。

2 関係機関との連携の強化

要保護児童対策地域協議会の活用促進

- ・平成31年4月に「区要保護児童対策地域協議会の運営マニュアル」を改定し、虐待対応業務を標準化。
- 「共通リスクアセスメントツール」の活用を徹底し、5段階の児童虐待リスクのレベルに応じた支援を実施する。
- ・要保護児童対策地域協議会を活用し、地域の関係機関等と連携して、支援を必要とする家庭の情報を収集し、的確なアセスメントにつなげる。

区とこども相談センターとの連携

令和2年3月に「区における児童虐待対応マニュアル」を改定し、区とこども相談センターとの連携について詳しく規定。

保健部門と福祉部門との連携

妊娠・子育て支援連絡票の活用。

精神科医療機関との連携【R3.3実施予定】

「精神科医療機関と行政機関における児童虐待の未然防止・早期発見について」のパンフレットを作成し、精神科医療機関に配付し連携を強化する。

3 支援体制の強化

こども相談センターにおける児童福祉司等の増員【実施中】

北部こども相談センターの開設【R3.4.1開設】

区子育て支援室における保健師の配置【R2～】

児童相談等システムの構築【R3.4から運用開始】

福祉業務全般や母子保健業務等のシステムである「総合福祉システム」上に、新たに児童虐待とDVの相談履歴情報を連携する児童相談等システムを構築し、迅速な対応を図る。

4 子育てに関する相談・情報の提供の充実

大阪市版ネウボラの実施【R1～】

地区担当保健師の周知等を行い、全ての子育て家族にとって、安心して気軽に相談できる体制を各区で構築。

子育て支援室やこども相談センターにおける相談

こどもの健康や発育・発達等にかかる情報提供

こどもの健康や発育・発達、事故防止のポイント等の情報を記載した冊子を母子健康手帳交付時や健診時等で配布。

5 その他

◆児童虐待防止対策

・ SNSを活用した児童虐待防止相談事業【R2試行実施（期間限定）、R3通年実施予定】

・ 産前・産後母子支援事業【R2.10～】

予期せぬ妊娠に悩む妊婦等の相談に応じ、関係機関と連携して必要な支援を実施。

・ こどもの見守り強化事業補助金【R2.12～】

・ 児童虐待事例検証部会の第2部会の創設【R3.4予定】

これまでは行政が関与していた死亡事例を中心に検証を実施してきたが、令和2年度より死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例であっても検証が必要と認められる事例については検証を実施しており、今後の事例検証のスピードアップを図るため、第2部会を創設する予定。

◆その他

・ 4歳児訪問事業【R2～】

すべての4歳児を対象に、保育所や幼稚園、家庭等を訪問し、保健師等による健康教育や子育て相談、絵本配付を行う。